

「杉並区のいじめ対策」

1 いじめ対策の基本的な考え方

いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項の現実を踏まえ、以下のとおりいじめを定義している。

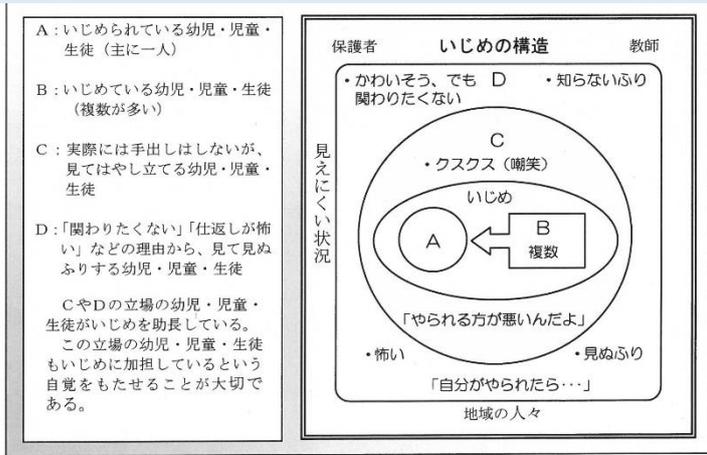
【いじめの定義】

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。平成 25 年 9 月 28 日施行

【いじめの構造】

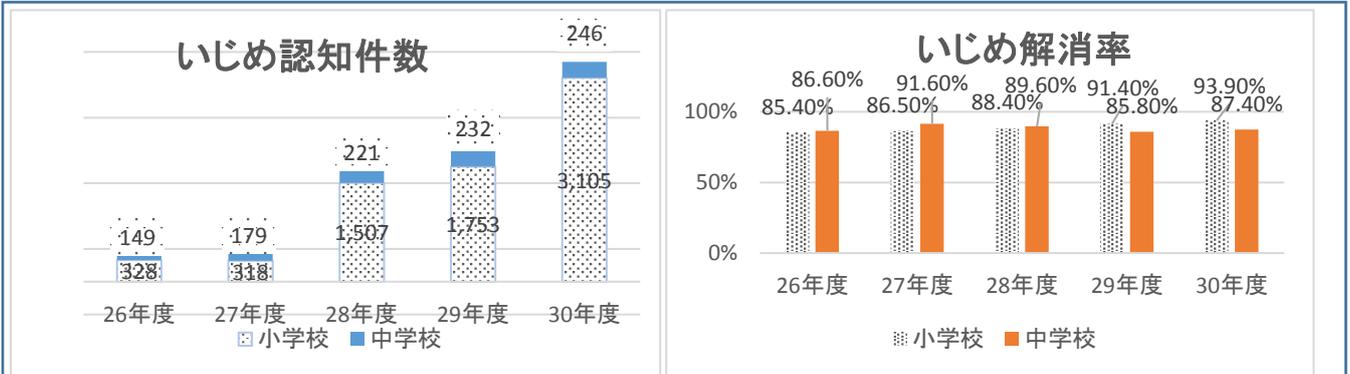
いじめられる者、いじめる者、面白がって見ている者、見て見ぬふりをする者の四層（重層）構造となっている。いじめは人間の尊厳を傷付ける重大な人権問題です。

**“子どもがいじめを訴えたら
全てをいじめとして対応する”**



参考：東京都教育委員会「人権教育プログラム（学校教育編）」平成 25 年 3 月

2 区内のいじめの状況



平成 28 年度国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂され、認知に係る感度が高まり、平成 29 年度区の基本方針を改訂したことで、たとえ軽微に思われる事案であっても本人の訴えを受け止め、適切な対応が行えるよう徹底を図ったことから数が増加した。

いじめの認知に係る感度を高める

悪口・陰口・無視でもいじめ

組織的にいじめの初期対応

いじめ解消率アップ

3 これまでの杉並区の実績

○学校での取組

いじめの
早期発見

- 文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の実施
- 東京都教育委員会：ふれあい月間調査の実施
- 杉並区教育委員会：ふれあい月間追加調査の実施・毎学期のいじめアンケート調査

いじめの
早期対応

- いじめ早期発見に向けた研修の実施
- 校内委員会による組織的な初期対応
- 教育委員会への即時報告

○教育委員会での取組

いじめの
早期発見

- 早期発見のための資料作成
- こども家庭センター・児童相談所・警察等の機関と連携
- 教育SATによる学校支援
- 管理職を中心とした組織的に取り組む早期対応の重要性についての研修の実施

いじめの
早期対応

- いじめの自己解決能力の育成を目指し
- すぎなみ小・中学生未来サミットの実施
- 自らSOSの出す力
- いじめ電話レスキュー
 - すぎなみネットでトラブル解決支援システム

4 課題と今後の取組の方向性

初期対応の不適切さから生じるいじめの長期化

- 杉並区いじめ問題対策委員会での検討。
- 学校法律相談（スクールロイヤー）のさらなる活用。

いじめを解決する能力の育成を目指し

- すぎなみ小中学生未来サミットの進化。
 - ・相手の気持ちを考える・見て見ぬふりは許さない。

子どものSOSを受けとめる

- LINEを活用したいじめ相談の研究。

